平成２２年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目56番10号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町１丁目22番６号
債務者　山形　豊子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番28―203号
債務者　安田　健一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1024番地
債務者　式　チツ子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
宮崎市大字恒久969番地１　メゾンサカイⅠ―301号
債務者　池田　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２０号
宮崎市大字恒久969番地１　メゾンサカイⅠ―301号
債務者　池田　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６１号
宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル215号
債務者　**荒**武　　溥
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５号
宮城県石巻市桃生町牛田字五反畑15番地１
債務者　西條美代子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
宮城県石巻市桃生町牛田字五反畑15番地１
債務者　西條　美貴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
福井県南条郡南越前町大良第10号17番地
債務者　中野　　眞
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
福井県坂井市丸岡町霞ケ丘４丁目１番地１県住４―106号室、旧住所福井県坂井市丸岡町坪江第19号５番地
債務者　松岡　國雄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
福井市舞屋町第12号612番地
債務者　眞柄　美貴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
長野市大字稲葉817番地３、前住所長野市小島田町1685番地８
債務者　木村　和次
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
長野市大字稲葉817番地３、前住所長野市小島田町1685番地８
債務者　木村とみ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
長野市青木島町大塚1060番地４、前住所長野市若里２丁目２番12号　ピープルハウス201号
債務者　牧　　京子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
長野市松代町東寺尾4015番地
債務者　関屋　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
長野市大字三輪1239番地２　県営住宅柳町団地１号棟0504号
債務者　渡辺みどり
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
長野県安曇野市豊科4941番地14　サンガーデンあづみＡ202
債務者　杉野　香織
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部